

3 部落史学習のとらえについて

部落史学習では部落史を自分の生き方にかかわる問題としてとらえることが必要です。部落史学習において大切にしたい基本姿勢や視点と各時代の部落史にかかわる教科書記述の変遷並びに部落史学習の要点を以下のようにとらえます。

(1) 部落史学習の基本姿勢

- ① 歴史を学習することは、これからの自分たちの生き方を考え、未来を展望していく指針になります。
- ② 人物やできごとを知識として理解するのではなく、相互に原因や結果としてつながりあった歴史の流れ、歴史の連続性としてとらえていきます。
- ③ 各時代の政治や社会・文化を民衆の生活からとらえる中で、どのような矛盾や不合理な差別があったのか、その社会のしくみや差別の有様や差別意識の土壌などを明らかにしていきます。
- ④ 歴史を動かし、社会を変革していったのは、各時代の中で苦しみ悩みながらも生活をよくしていくために考えて行動してきた民衆であったことに気づかせるとともに、今の私たちの社会はこのような人権獲得の歴史、人間観拡大の歴史の途上にあることを認識させていきます。

(2) 部落史学習を進める上の視点

- ① 従来の部落史学習は、日本史全体と切り離れたものになっていなかったかを再度見直し、それぞれの時代のくらしと文化にどのようにつながってきたかを明確におさえていきます。
- ② 支配のしくみや差別政策をおさえるとともに被差別部落の人々の生活や文化、解放への闘いを重視していきます。差別のしくみや差別政策を教えることは大事ですが、従来の部落史学習は、悲惨な面や暗い面のみを一面的に強調してきた傾向がみられます。差別の残虐性や非人間性を理解させるとともに、差別を受けてきた人々が生産と労働・文化を創造してきたことをおさえていきます。
- ③ これまでは江戸時代の身分制度や差別を受けてきた人々のくらし、幕末の闘いまでにかかわる学習が主とされがちでした。解放令や水平社創立、日本国憲法における基本的人権の尊重なども部分的にはおさえてきましたが、明治以降の政策と部落問題とのかかわりやくらしの中における人々の意識のつながり（慣習や世間の中に潜在する予断と偏見）にかかわる学習は不十分でした。解放令以降の部落史こそが部落問題の本史ととらえ、重点的に扱っていきます。
- ④ これまでは被差別部落の起源を江戸時代の身分制度としてその学習に力点をおいてきました。人々の意識や被差別部落が江戸幕府の成立と同時につくられたものでないため、近世だけでなく中世との関連を考えなければなりません。中世社会のケガレ観や集落を土台として、近世の被差別部落の成立につながっており、人々のケガレ観やくらしの教材化を図っていきます。

- ⑤ なぜ部落問題が解決されないまま残っているのか，どうしたら部落差別が解決できるのかを考えるため，近現代の部落史学習を充実させていきます。現在の部落差別の原型は明治時代につくられており，江戸時代中心の部落史学習から近現代中心の部落史学習に転換していきます。
- ⑥ 支配者の側から出された法令や通達を授業の中で説明するだけでは不十分です。被差別民衆の生活や経済・文化などの面における力の向上が，その法令や通達が出される背景にあったことに目を向けさせます。身近な地域の被差別民衆の歴史などを重視し，それらを部落史学習に生かす授業づくりをしていきます。
- ⑦ 最近の部落史研究の成果にはめざましいものがあり，被差別部落の起源だけではなく，部落史全体の見直しが進んでいます。これらの研究成果に学び，小中の連続性や発展性を考えるとともに，差別の現実学ぶことを原点として地域の部落史の掘り起こしを行っていきます。

（３）中世の部落史学習

中世の部落史にかかわる学習では，その当時の人々のケガレ意識やその時代の文化を築いてきたのは人々から賤視的にみられ，社会から疎外されるなど差別された人々であったことに気づかせます。ここでは，中世に広まった差別意識と躍動したくらしの姿を子どもたちに理解させることをねらいとした教材を中心に位置づけています。

< 中世の学習の視点 >

中世における差別は，政治的または制度的に固定されたものではなかったが，人々のケガレ意識に基づく賤視観はこのころに成立した。（差別のしくみが始まった時代）

① 死のおそれとケガレ意識の広がり

仏教を通じて広がったケガレ意識とキヨメが，民衆にも影響を与えたことを理解させるための教材化です。ここでは，ケガレ意識とキヨメの発生とそれが歴史的変化の中で差別的に使われるようになったことを学習のねらいとしています。

小学校では，２００２年の教科書から鎌倉文化にかかわる記述はなくなり，「武士が新しい文化を生みだす」に統合されています。死のおそれとケガレ意識の広がりについて学習するために，２０００年の教科書「新しい仏教の広がり」と民衆への影響」の鎌倉文化にかかわる記述を補完する教材を作成していきます。

中学校では「鎌倉時代の宗教と文化」の学習を通して，ケガレ意識とキヨメについての理解を深めます。

< 武士が新しい文化を生みだす >

鎌倉時代はその後，どうなっていったのでしょうか。また，武士のくらしの中からどのような文化が生まれたのでしょうか。（２００２年東京書籍Ｐ３９の記述より）

< 新しい仏教の広がり」と民衆への影響 >

仏教は，これまで貴族を中心にして広まってきました。この時代になると，新しい指導者たちがつぎつぎとあらわれました。そして，それぞれ，誰にもわかるように仏教の教えを説いたので，武士，町や村の人々の間にも広まっていきました。

（２０００年東京書籍Ｐ３９の記述より）

② 中世の文化と差別された人々

庭園づくりや能を完成させた人物（小太郎・清二郎・又四郎）に焦点をあてていきます。職人の誇りを情動的に考えさせ、当時差別された人々が日本の文化を創ったことを理解させることをねらいとしています。

小学校では、その時代のケガレ意識と差別された人々のかかわりを理解させるため東京書籍と大阪書籍の教科書記述や補足資料をもとに学習していきます。

中学校では「室町文化とその広がり」の学習において、ケガレに対する意識から差別的にみられた人々が、異質なものとして排除されつつ身分が形成された過程と文化的背景について理解させていきます。

< 銀閣と足利義政 >

銀閣には美しい庭園があります。この庭園は、このころの身分の上で差別をされていた人たちがつくりました。このような人々が庭づくりや芸能でかつやくしました。

（２００２年東京書籍Ｐ４１の記述より）

< 石庭と能の舞台 >

現在、日本の文化を代表するものに、庭園づくりの技術や、芸能として能や茶道などがあります。これらは、そのころ人々からうやまわれつつ、社会からはとおざけられた人々によって完成されました。

（２００２年大阪書籍Ｐ４２の記述より）

③ 一向宗と寺内町（山城の国一揆）

一向宗（浄土真宗）の民衆の中への広がりや寺内町（自治的都市）における共生と連帯の中での躍動したくらしの姿を想像させながら、寺内町に集住した人々の中に、当時差別された人々が多くいたことを理解させることをねらいとしています。

小学校では、戦国時代の民衆のくらしという視点から「三人の武将と全国統一」の導入として、一向一揆や土一揆について学習していきます。

中学校では「民衆の成長と戦国大名」の学習を通して、その時代の人々のものの見方や考え方にふれさせます。

< 民衆が文化を生み出す >

村人は、作業や神社の祭りを協力して行い、村のおきてをつくって団結を強めました。また、どんな困難なことでも、神に誓って団結しあえば、きっとできるはずだと信じて一揆を組み、領主が重い年貢などをかけると、激しく抵抗して改めさせた一揆もありました。

（２０００年東京書籍Ｐ４６の記述より）

資料< 近江のある村のおきて >

- 一 集会に２度欠席した者は、罰金を払うこと
- 一 村の森で苗木を切った者は、罰金を払うこと
- 一 家を売ったものは、売値の１００分の３を村におさめること
- 一 かけごとをしてはならない

資料< 秀吉が出した刀狩の命令 >

- 一 諸国の百姓が、刀、やり、鉄砲などの武器を持つことを、かたく禁止する。武器をたくわえ、年貢を出ししぶり、一揆をくわだてて領主に反抗する者はきびしく処罰される

④ 戦国大名と皮革職人

戦国時代は下剋上という言葉に象徴されるように、身分移動の激しい時代でした。油商人であった美濃の斎藤道三が大名になったのはそのいい例です。ですから、河原者をはじめ差別的な立場の中から脱した人々も多くいました。身分そのものがはっきり分化せず、固定されていなかったのです。

一方で皮革業を生業とした人々は、それぞれの領主から身分的に掌握されていきました。皮革の仕事は熟練を要するため、領主は仕事を世襲化して技術を伝承させようとししました。軍需品として大量の武具や馬具が必要であり、彼らを保護して生産品を確実に手に入れようとしたのです。その支配形態は地域によって様々でしたが、全国統一がすすむにつれ、かわた身分として掌握されていきました。

（４）近世の部落史学習

近世の部落史学習は最も多くの授業実践が行われ、資料が残されてきています。ここでは、教科書記述と関連して授業実践の成果と課題について述べます。

< 近世の学習の視点 >

近世における身分は、政治的または制度的に固定されたものであり、身分の間に扱いの違いや差別があるのがあたりまえの時代である。（差別が制度化された時代）

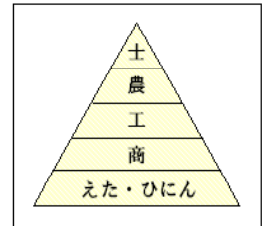
近世における最も大きな教科書記述の変遷は江戸時代の身分制度にかかわる部分です。1974年に小学校の教科書に部落問題の記述が登場して以来、一貫して「さらに（いちだんと）低い身分をおきました。」と記述されてきました。ところが、2000年「村人や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々も地域ごとにまとめて治めました。」、2002年「多くの身分の中で、村人や町人とは別に厳しく差別された人々もありました。」と変化しました。この教科書記述の変化は、さらに低い身分とされた人々を上下関係による身分の序列としてとらえる見方から、武士や百姓・町人の社会から排除され、差別される人々としてとらえる見方へと変わっていきました。

また「さらに低い身分におかれた人々は河原など条件の悪い土地に住まわされました。…苦しい生活をしいられ、そのくらしはみじめでした。」とそのくらしや仕事の低位性が打ち出されてきました。しかし、2002年「住む場所や身なりを決められ、村や町の行事や祭りに参加できないなどの差別を受け、幕府や藩も差別を強めました。」と変化し、くらしや仕事の低位性を強調する表現はされていません。貧困と差別から生産と労働の歴史を教える提言が反映されたといえます。

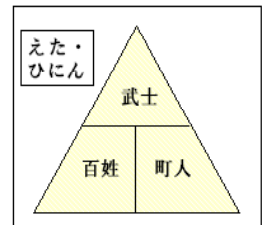
近年の部落史研究を通して、それぞれの身分と同様に差別された人々の中にも豊かなくらしや貧しいくらしをしていたことが明らかにされました。さらに「農民や町人に自分より下の身分がいると思わせて、武士の支配への反抗と不満をそらす役割をはたしたと考えられます。」という記述がなくなりました。これらから、貧困と差別、身分の序列という側面からみた支配体制の維持から、ケガレ意識や因習・迷信、社会の外の身分への異質なものであることに対する排除などの見方・考え方を利用した支配体制の維持へと変化したといえます。

① 身分のきまり

ここでは、身分制度の図示のしかたと内容について考えます。当初は、政治起源説が重視され、分裂支配を強調するものとしてピラミッド型の身分制度を図示してきました。その中で士農工商さらに低い身分の人々（えた・ひにん）という身分制度の図示が部落史研究の上からも、子どもの賤民観をあおるという実践的な意味からもその克服が課題でした。



糟屋地区では、1980年代からこのピラミッド型の身分制度の図示に疑問の声が広がりはじめ、武士と身分差のない百姓・町人そしてさらに低い身分の人々（えた・ひにん）という図示が多くなされてきました。1990年代になり、差別されたと同時に社会を支えていたという関係を表すような図示が活用されるようになりました。それぞれの身分内における身分制度の実情とかかわりを重ね合わせ、身分のきまりを縦・横の軸から多角的にみる学習を展開していきます。



② 浮田と差別された人々

差別と貧困から生産と労働の歴史へという提起を受けて、ぞうりづくりや太鼓づくりなどの授業実践と教材化がなされてきました。ここでは、地元教材を活用に焦点を当てて「浮田と差別された人々の暮らし」というテーマで、悪条件の中でもたくましく生き抜き、悪田を良田にしていく人々の姿から人間の生き方を考えさせます。

③ 身分制のひきしめ

小倉藩のおふれや慶安のおふれなどを使いながら、幕府や藩が身分制度をひきしめるために差別を強化するようになったと理解させてきました。この学習を通して、子どもが差別の厳しさの学習を重ねるごとに、差別への怒りを持たせることができるものの、被差別身分の生活の低位性と差別の悲惨さを植えつけてしまいました。

この課題を克服していく上で、

- 飢饉や人口増などの要因から生活が困窮してきた時に身分制度のひきしめを図る。
- 生産と労働の結果として、差別された人々の経済力と生活の高まりが身分制度を揺るがし、社会秩序の崩壊につながるおそれ起きることとなり、幕府や藩が身分制度をひきしめざるをえなかった。

身分制のひきしめにはこの2つの側面があることを認識させ、史実をもとに生産と労働・文化の歴史をつくった人々を考えさせていきます。

（５）近代の部落史学習

近代では解放令を含む明治政府の政策を中心とした学習をすすめ、江戸時代に次いで多くの授業実践が行われ、資料が残されてきています。

<近代の学習の視点>

法的には平等の社会になったにもかかわらず、人々のケガレ意識に基づく賤視観や排除の論理と富国強兵策等の政策が結びついて差別が温存助長され、現代の部落差別につながる土壌が生み出された。
(人権が考え始められた時代)

解放令の学習においては「1871年、平民同様とされ、身分上は解放されました。しかし、政府は差別をなくすための政策や生活改善は行いませんでした。解放令をきっかけに、こののち自らの力で差別をなくす活動を進めていきました。」と記述されています。近代の部落史学習の中で、部落差別の起源と現代まで残された差別の要因や解放運動の起点について伝えられる資料や史実を掘り起こし、教材化を図っていきます。

① 解放令と筑前竹槍一揆

民衆の差別意識を浮き彫りにする解放令と筑前竹槍一揆をもとにした多くの授業実践が行われてきました。解放令が出されたにもかかわらず、民衆の差別意識が残ったということをおさえた後に、米騒動を発端とした社会運動の広がりや水平社創立の学習まで、被差別部落の人々の躍動的な姿や解放運動にかかわる学習がほとんどみられないという課題も明らかになりました。

この課題を克服していくには、

- 「えた・ひにんなどの称廃せられ候」という通達文にあるように、差別された身分をなくすという革命的な提言が行われた。
- 地租改正による財源確保のために解放令を出したので、政府は本気で部落差別を解決しようとしなかった。

という2つの側面をおさえ、従来の仕事を奪われたにもかかわらず、新たな状況の中で生産と労働・文化の歴史につないでいく姿を考えさせていきます。また、水平社創立が部落解放運動の原点であり、解放令は部落解放の起点であるという認識に立って、解放令と筑前竹槍一揆や被差別部落の人々のくらしにかかわる資料の掘り起こしと整理をしていきます。

② 中江兆民と自由民権運動

江戸時代の民衆の立ち上がりから、米騒動や社会運動の広がり・水平社創立へとつながるものとして自由民権運動という民主主義の始まりがあります。自由民権運動の影響を受けて、九州では「復権同盟」という組織が設立されました。また、民権思想家であった中江兆民は『東雲新聞』において「新民世界」という論説を発表し、被差別部落民の立場に立った考えを示し、被差別部落の人々の支持を得ました。ここでは被差別の立場におかれた人々が自ら立ち上がることに差別は差別する側の問題であることに気づかせていきます。

③ 富国強兵策と部落問題

部落問題が現在まで残った要因に、富国強兵策を核とする資本主義の発展と部落の貧困という問題があります。これまでは、産業の発達を支える安い賃金と長時間労働と部落問題という視点に立って「野麦峠をこえた娘たち」や「マッチ工場働く子ども」などを教材化し、授業を実践してきました。しかし、具体的にわたしたちのくらしや被差別部落の人々の生産と労働・文化につなげきれない面がありました。そこで、富国強兵を基盤とした明治政府の政策に絞り込んで理解させていきます。

日本の資本主義の原動力となり、部落問題や在日韓国・朝鮮人問題とも重なる石炭産業と部落問題について教材化を図っていきます。様々な社会運動への広がりがみられた大正デモクラシーといわれる時代です。米騒動や水平社創立にかかわる授業実践は深められてきましたが、水平社結成以後の活動や当時の被差別部落の人々のくらし

にふれた授業実践はあまりみられません。

当時の被差別部落の人々のくらしと水平社結成以後の解放運動のあゆみを、生産と労働・文化いうと視点から史実を掘り起こし、教材化を図りながら現代につながる授業実践を積み重ねていきます。

④ さまざまな社会運動と部落解放の動き

明治時代の自由民権運動から発展した大正デモクラシーの影響のもと、米騒動から様々な社会運動の広がりの中で、水平社結成へ至った当時の部落差別の現実と差別と闘う運動に立ち上がった被差別部落の人々の姿を理解させることをねらいとしています。当時の部落差別を物語る資料の掘り起こしと教材化をしていきます。



⑤ 田中松月と水平社運動

水平社創立の学習では、山田少年の叫びが中心資料として扱われる授業実践が多くなされてきました。

水平社創立当時の雰囲気や思いは子どもに伝えられてきました。

しかし、子どもたちが現在の自分の姿とつないで主体的に水平社のすばらしさを受けとめ、現代の解放運動

へつながっていることへの理解にまで至っていません。

この課題を克服していくために授業実践がなされているのが田中松月や西光万吉と水平社などの教材化です。青年田中松月や西光万吉とともに、授業の中で子どもに悩み考えさせることがねらいです。また、水平社以降の解放運動から現代の部落問題につなげていくため、松本治一郎などの解放運動の教材を検討していきます。

平塚雷鳥（女性解放運動）



田中松月（水平社運動）

（６）現代の部落史学習

現在の部落問題の授業実践は歴史分野・公民分野ともに日本国憲法における基本的人権とつないで教科書無償の闘いを教材化した実践にとどまっており、十分に踏み込んだとりくみまでに至っていません。水平社以前の部落史学習を土台に、水平社運動や解放運動のあゆみに学びながら、現在も残っている部落問題を自分の問題として向き合っていけるようにしていきます。

① 日本国憲法の誕生

これまでの憲法学習は基本的人権の尊重＝日本国憲法というおさえ方にとどまり、部落問題とのかかわりという視点から考えさせる学習には、至っていません。現在まで部落差別が残っているのは、明治時代における解放令の不十分さにあるという視点でおさえられてきましたが、すばらしい日本国憲法のもとで、なぜ部落問題が解決していないのかという視点から憲法学習を見直していきます。

② 現在も残っている部落問題

公民分野の憲法の中の基本的人権の尊重でとりあつかい、現在も差別が残っているということを、結婚や就職における差別の事実を通して考えさせていきます。また、部落差別の厳しい現実のみではなく、被差別部落の内外を問わず多くの人々が部落差別をなくすとりくみをしている事実を通して、子どもに将来への展望と自尊感情の高揚を図っていきます。



（７）教科書記述の課題

教科書記述にかかわる課題として、

- 中世におけるケガレ意識にかかわる学習や自治都市における共生と連帯に関する学習の深化・充実させるための教材を掘り起こす。
- 生産と労働・文化にかかわる地域の史実を掘り起こし、教材化を図る。
- 公民分野では、小学校と中学校の教科書記述に大きなギャップがあり、小中を連続的・発展的につなぐ教材の掘り起こしと教材化を図る。

があげられます。

現在の部落問題にかかわっては、小中の意識の連続性や発展性の手立てと教材化を図りながら、なぜ現在まで部落問題が残り、解決しないのかを考えさせていく道筋を切り開いていきます。差別事象の背景には、部落史の不十分な認識があるということを忘れてはなりません。



(8) 江戸時代の身分制度にかかわる小学校教科書記述の変遷

< 1974 年 (大阪書籍) 土農工商 >

幕府は、人々を士 (武士) と、農 (農民)・工 (職人)・商 (商人) の身分に分けて厳しく差別しました。幕府は、また農工商の下に、さらにいちだんと低い身分をおきました。農工商より、さらに低い身分とされた人々は、住む土地がかぎられていて、田畑をもつものもごくわずかで、そのくらしはみじめでした。農工商の下に、さらに低い身分をおいたり、農民より低い身分とされていた町人のくらしが、多くの農民よりゆとりがあったりしたことは、農工商のどの身分のものにも、自分より下の身分やくらしのものがいると思わせることになり、武士への不満をそらすのに役立ったといわれています。身分や職業は、親から子へと代々受けつぐきまりになっていて、人々は生まれたときから身分や職業がきまっていました。



< 1986 年 (大阪書籍) 士と農工商 >

幕府は、農民・町人を農 (農民)・工 (職人)・商 (商人) の身分に分けて、武士とはっきり差別しました。そのうえ、幕府は、農工商の下に、さらにいちだんと低い身分をおきました。この低い身分とおかれた人々は、河原など悪い条件の土地に住まわされました。また、山野や用水の利用もほとんど許されず、職業や服装も制限されて、苦しい生活をしいられました。



< 1993 年 (大阪書籍) 士と農工商 >

そのうえ、幕府は、農民・町人の下に、さらに低い身分をおきました。この低い身分におかれた人々は、河原などの条件の悪い土地に住まわされ、人々の好まない仕事をしいられましたが、農業をはじめ、さまざまな仕事について、社会を支えました。幕府は、支配がみだれてくると、身分制をひきしめようとしてしました。特に、これらの人々の日常の生活や服装などについては厳しく制限しました。このように身分による居住地・職業・結婚などへの厳しい差別は、農民と町人が力を合わせて武士の支配に反抗しないようにするとともに、自分より下の身分の者がいると思わせて、武士への不満をそらす役割を果たしたと考えられます。これらの身分は、親から子へと代々受けつがされました。



< 1996 年 (大阪書籍) 士と農工商 >

そのうえ、幕府や藩は、農民・町人の下に、さらに低い身分をおきました。この低い身分におかれた人々は、しだいに他の身分との交流を制限され、なかには河原などの条件の悪い土地に住まわされました。しかし、これらの人々は、差別にたえながら、荒地を耕して農業を営み、人々のくらしに必要な生活用具をつくったり、伝統的な芸能を伝えたりして、日本の社会や文化を支えていきました。人々の日常の生活や服装などについては厳しく制限しました。こうした幕府や藩による身分のきまりは、原則として親から子へと代々受けつがされ、農民や町人に自分より下の身分がいると思わせて、武士の支配への反抗と不満をそらす役割を果たしたと考えられます。



< 2002年（東京書籍）身分と人々の暮らし >

多くの身分の中で、村人や町人とは別に厳しくされた人々もいました。この身分の人々は、住む場所や身なりを決められ、村や町の行事や祭りに参加できないなどの差別を受け、幕府や藩も差別を強めました。この人々は、こうした差別のなかでも、農業をはじめさまざまな仕事をしながら税を納め、人々の生活に必要な日常の用具をつくるなどして社会を支えてきました。また、伝統的な芸能などの文化を伝えました。

（９）江戸時代の身分制度にかかわる中学校教科書記述の変遷

< 1972年（大阪書籍）身分制度 >

…士（武士）と、農（農民）・工（職人）・商（商人）の間には、はっきり上下の差がつくられ、農工商の下に賤民身分がおかれた。〔注〕…庶民を分裂させることによって、幕府の支配をたやすくするため、…賤民身分がおかれた。賤民は、一定の居住地と特定の職業に制限されたほか、日常生活のすべてにわたって、厳しい身分差別をしいられた。



< 1981年（大阪書籍）身分制の社会 >

…士と、農工商という身分制度がつくられ…幕府や藩は、農工商の下に「えた」「ひにん」身分を固定し、この人々を都市・村のはずれや、河原や荒地など条件が悪い所に住まわせました。「えた」身分の人々には農業を営む者もいましたが、おもに死牛馬の処理や皮革業、細工物・雑業などの仕事をさせました。また「ひにん」身分の人々とともに、犯人の逮捕・処刑など、役人の下働きの仕事もさせました。このような身分制度は、原則として親子代々受けつがされ、農工商などの庶民が、力を合わせて武士の厳しい支配に反抗しないようにし、その不満をそらす役割をはたしたと考えられます。



< 1993年（大阪書籍）江戸時代の身分制 >

幕府は、武士の支配をいつまでも続けるために秀吉の身分制をひきついで、武士（士）と、農民（農）・町人（工・商）という身分制を全国にいきわたらせました。武士は、農民・町人よりもきわだって高い身分とされました。いっぽう、農民・町人のなかでは、年貢を負担する農民を重視し、町人と区別しました。農民のなかには、土地を持ち、年貢納入の義務を負った本百姓と、土地を持たない水呑百姓との区別がありました。町人には、地主・家持と、地借・店子との区別があり、また職人の親方と弟子、商家の主人と奉公人、そして奉公人にも、番頭・手代・でっちなどの序列がありました。…さらに農民・町人の下に「えた」や「ひにん」などの身分がおかれました。この人々は、生活条件の悪い所に住まわされ、服装や交際まで差別をうけました。「えた」身分の人々の多くは、わずかの田畑や小作地で農業を営み、死んだ牛馬の処理や皮革業・細工物などの仕事も行いました。また、これらの身分の人々のなかには、役人の下で、犯罪者の逮捕や処刑などの役を課された者もありました。このような身分制は、原則として親子代々受けつがされ、農民や町人が、力を合わせて武士の厳しい支配に反抗しないようにするとともに、自分よりまだ下の者がいると思わせて、その不満をそらす役割をはたした

と考えられます。またしだいに「家」が重んじられるようになり、女性の地位は低く抑ええられるようになりました。



< 2002年（東京書籍）さまざまな身分とくらし >

太閤検地と刀狩などによって定められた身分制度は、江戸時代になってさらに強まりました。身分は、武士と百姓・町人に大きく分かれ、江戸や各地の城下町には、武士と町人が集められました。支配身分の武士は、名字・帯刀などの特権を持ちましたが、（中略）町人は、営業税を納め、町ごとに名主などの町役人が選ばれて自治を行いましたが、（中略）百姓は、全人口の約85%をしめ、生活は自給自足に近いものでした。（中略）幕府や藩は、村の自治にたよって重い年貢を取り立て、（中略）また、五人組の制度をつくり、犯罪の防止や年貢の納入に連帯責任を負わせました。百姓・町人とは別に、えた身分、ひにん身分などの人々がいました。えた身分は、農業に従事して年貢をおさめましたが、それだけでは生活できず、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、芸能、雑業などで生活しました。そして、役目として犯罪者の捕縛や牢番など役人の下働きを務めました。ひにん身分も、役人の下働きを務め、雑芸能や雑業などで生活をしました。これらの身分の人々は、他の身分から厳しく差別され、村の行政や祭礼への参加もこばまれました。また、幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめさまざまな束縛を受けました。これらのことは、えた身分、ひにん身分とされた人々への差別意識を強める働きをしました。



綿屋喜兵衛版「画本商売往来」 四職之図 士農工商